

## 平成30年あきる野市農業委員会 9月総会議事録

平成30年9月25日（火）午後1時30分、平成30年あきる野市農業委員会9月総会は、あきる野市役所5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和・谷澤俊明・小田川篤雄・嶋崎三雄・田中正治・田中英雄・兵頭勲・小川金二・堀江建夫・田中克博・平野久雄・唐澤啓治・橋本和夫

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎・笹本輝明・坂本博・橋本喜久司・栗原剛・栗原晋二

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 渡邊一彦 ・ 事務局次長 青木邦彰 ・ 事務局 野口創

### 議事日程

- |       |                                       |
|-------|---------------------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の許可について               |
| 第2号議案 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について            |
| 第3号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について |
| 第4号議案 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について               |
| 第5号議案 | 生産緑地指定申請に伴う農業委員会の意見について               |

開会 午後1時30分

(事務局長) 皆さん、こんにちは。それでは定刻となりましたので、ただ今から、平成30年あきる野市農業委員会9月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いします。

(会長) 皆さま、こんにちは。お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。今月に入りまして、台風、地震等農産物の被害がかなり出ているようで、テレビ報道ですが、農作物が高騰しているようです。また、天気予報で言っていたのですが、9月はまだ2、3日しか晴れた日がないと。ほとんど雨が降ったり、曇ったりしているという事で、作物の生育状況がかなり心配なところだと思います。あと、今、課長からもお話がありましたように、品評会に向けての作物等、消毒等にかなり気を使わないといい作物ができないんじゃないかと心配されますけれども、また台風もやってきているようでして、毎回この総会の直前あたりでいつも話題になりますが、今度こっちに来なければいいなと思います。作物的にはかなり日本では高騰して少なくなっているという事で、それは自分たちの方も売る物がなくなるとは大変な事になりますので、是非皆さま工夫なり防御していただきまして、作物を出荷できるようにお願いいたします。今日の案件ですけれども、多くはないのですが、いろいろ複雑なものがありますので、スムーズな審議にご協力をお願いいたしまして、終わります。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。それでは諸報告、9月14日にあきる野市表彰審査会に出席いたしました。諸報告は以上です。それでは、本日の署名委員は小田川委員と嶋崎委員になります。よろしく願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、よろしく申し上げます。

(議長) はい。本日の出席委員は宮崎委員が欠席のため、農業委員13名、推進委員6名の、合計19名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案、収受83ですが、こちらは△△委員の案件となりますので、△△委員には一時退席をお願いいたします。

(△△委員退室)

(議長) それでは第1号議案、収受83を、事務局より説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、1ページをご覧くださいと思います。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動については、これを相当と認め許可するものとする。平成30年9月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第1号議案・収受83 朗読)**

なお詳細について事務局から説明がございますので、野口の方から説明させていただきます。

(事務局) はい。この案件について補足をさせていただきたいと思います。この第1号議案のあとに、第5号議案の番号1で、生産緑地の指定という案件にも同じ場所が出てまいります。細か

い事情を説明しますと、この土地については平成22年に農地法の5条の届出によって、すでに△△委員から〇〇さんに所有権移転は終わっております。ただ、その後ずっと農地として活用してきたという事と、今回の場所のすぐ横にも〇〇さんの畑がございまして、〇〇さん自体の今後の営農の考え方が、ここも農地として残していきたいという事で、生産緑地に指定をしたいと。ただ、一度農地転用をしてしまった所は生産緑地に指定ができないので、農地法5条を撤回してもらって、農地法3条という手続きを踏みなおしていただければ指定をします、というお話がありましたので、今回農地法3条の許可申請をすると共に、農地法5条の届出自体を撤回という形を取って、要は、所有権移転の事由を農地転用ではなくて、農地としての所有権移転という事に置き換えるという手続きをするために、今回案件として出させていただいております。法的な事については農業会議と法務局とも調整した結果、問題ないという事です。一度転用して、宅地化している所はこういう事はできないのですが、所有権移転をして、ずっと農地として管理してきたという状況ですので、今回はこういうケースで認められるだろうという事で、出させていただきました。以上です。

(議長) それでは、続いて収受83について、担当の橋本喜久司委員、説明よろしくをお願いします。

(橋本喜久司委員) はい。9月20日に事務局の金子さんと一緒に現地を見て来ました。場所はですね、地図の12ページ。地図には載っていないのですが、地図のちょっと右側が●●駅です。それで、もっと左の方へ行くと●●●、その中間ぐらい。自治会で言うと、ここは●●●自治会という区域になります。現地はほぼ更地で端の方に栗の木が植わっている状態で、草は除草剤できれいにしてありました。あとで生産緑地の指定というお話しですが、そこは道路がほんのちょっとしかないんですよ。それで、地図にはないのですが、この畑の右側には小川のような、沢と言うか、行った時には水は干上がっていましたが、水が流れる所がありまして、宅地には全くならない所で、道がちょっとありますけど、トラクターもほとんど入らないような所なので、農地にしかならないので、何で最初転用したのか、分からない所ではありました。今はきれいになっています。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と橋本喜久司委員より説明をいただきましたが、何かご質問はありますか？

(嶋崎委員) 地図を見ると、この畑の下に道があって、その道に畑が被っているようですが、これはどうなっているのですか？道路は道路でちゃんとしているのですか？

(事務局) はい。下に道はちゃんとあります。この地図のシステムの絵がずれているだけなので、道はあります。

(議長) はい。他には？

それでは、収受83について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、許可することにいたします。それでは△△委員に入ってください。

(△△委員入室)

(議長) 続きまして第2号議案、経由7について、事務局より説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、2ページをご覧くださいと思います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について。農地法第5条第1項の規定による許可申請については意見を付して同法施行令第15条の規定により東京都知事に進達するものとする。平成30年9月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・経由7 朗読)

以上でございます。

(議長) では、転用理由をお願いします。

(事務局) はい。引き続き、転用理由を読み上げます。

(転用理由 朗読)

以上です。

(議長) はい。続きまして経由7について、担当の平野委員、お願いします。

(平野委員) はい。では、説明させていただきます。9月20日に事務局2人と一緒に3人で現地の方を調査して参りました。地図は13ページをご覧ください。現地ですが、●●の信号を●●●●方面に行って、●●●●に行く途中を●側に行った所が、●●●●地区でございまして、現地は□□□□さんの牧場のすぐ●側になります。現況としましては更地になっておりまして、草も生えてない、ちゃんと管理されているような状況でございます。以上です。よろしくお願います。

(議長) はい。ただいま、事務局と平野委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますでしょうか？・・・質問はありませんか？

それでは、ないようですので、経由7について、農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達については、これを相当と認める意見を付して、進達する事にご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、進達することにいたします。続きまして第3号議案、番号1について、事務局説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、3ページをご覧くださいと思います。第3号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行なっている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。平成30年9月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続いて、番号1の草花分について担当の小川委員、説明願います。

(小川委員) はい。説明させていただきます。9月20日に事務局2人と、3名で現地確認を行いました。場所については14ページをご覧ください。●●通りに面した土地なんですけれども、●●小学校の●側、だいぶ大きな所です。この土地の左上に○○△△さんという家がありますが、これが○○さんの自宅です。自宅前の畑という事になります。現地なんですけれども、農地の半分については、オクラ、ナス、ゴーヤ等が今植えられて、秋川ファーマーズセンター

に出荷しています。それと残りの半分、とびとびなんですけど、良く耕して、耕耘されておりました。通年に渡って、現地についてはきれいに耕作をされているという事をご報告して、終わります。以上です。

(議長) 続いて、秋川分について担当の兵頭委員、説明願います。

(兵頭委員) はい。同じく20日に事務局の金子さん、野口さんと3人で現地調査に行きまして参りました。地図は15ページをご覧ください。この畑のだいたい3分の1ずつ違う作物を作っていたようで、一番手前の方は夏作物を作っていた痕跡があって、うなっていましたので、何を作っていたのかは分かりませんが、残りの3分の1はカボチャが植わっておりまして、更に一番奥の3分の1はネギが植わっておりまして。しっかり夏作物を作った跡もありますし、今回の農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について、特に問題はないと思われまゝ。以上です。

(議長) ただいま、事務局と小川委員、兵頭委員より説明をいただきましたが、何かご質問はございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは引き続き農業経営を行っている旨、証明することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨、証明することに決定いたします。続きまして番号2について、事務局説明願います。

(事務局次長) はい。引き続き3ページをご覧ください。

### (第3号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) 続いて、番号2を担当の笹本委員、説明願います。

(笹本委員) はい。それでは番号2を説明させていただきます。事務局との都合が合わず、1人で現地の調査に行きまして参りました。案内図につきましては、16ページと17ページになります。16ページの方からご説明させていただきます。□□□-□の下に〇〇△△さん、〇〇〇〇さんという家がありますが、ここが申請人の〇〇さんの自宅でございます。□□□-□は自宅続きで、小さい育苗用のハウス等々でございまして、△△△番につきましては、梅の木、また柚子とか。なかなか下草を刈るのも忙しそうで、トラクターでぐるぐると回って耕耘してありました。また右の方の4筆になりますが、この地域は●●●の段丘の上になりまして、右側の上の方の白抜きになっている所は●●●でございます。それで反対側は●●●●ぐらいになりますかね。それで崖の方からイノシシが上がってくるような場所で、▽▽▽▽番あたりにはカボチャが作ってあったんですが、その周りには電気柵の跡もあって、苦労してるなあという感じはしました。◇◇◇◇番には張り替えたばかりのハウスが2棟と、資材が入っている小さいハウスが1棟、その他の部分につきましては夏作が終わったのが、トラクターできれいに耕耘されて、現況としては更地の状態でした。それと17ページの■ ■ ■ ■ - ■ ですが、こちらは中段よりちょっと上に東西にやや幅員のある道路がありますが、これが右側が福生、左側が日の出のインターに続く通りでございます。その●●●のバス停の●●●になります。ここは

現在は夏作が終わりまして、一部サトイモが作付けされておまして、その他はきれいに耕耘されております。それで隣が私の畑なので、よく〇〇〇さんとはお話するのですが、息子さんももうある程度の年になって、時々作業の手伝いに来ておりますし、また親の代からファーマーズセンターの会員になっておりますので、出荷先も安定しておりますので、何ら問題はないと思います。以上でございます。

(議長) ただいま、事務局と笹本委員より説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか?・・・よろしいですか?

それでは、ないようですので、〇〇〇さんは引き続き農業経営を行っている旨、証明することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨、証明することに決定いたします。続きまして番号3について、事務局説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、4ページをご覧くださいと思います。

**(第3号議案・番号3 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続いて、番号3を担当の田中正治委員、説明願います。

(田中正治委員) はい。それでは番号3につきまして、ご説明いたします。9月20日に事務局2名と現地調査に行きまして、現地につきましては、18ページをご覧ください。この地図の一番上が陸橋通りになっておまして、この陸橋通りを●●方面へ向かって、●の手前を●に曲がって、突き当たりが●になりますが、その突き当たりを●に●●メートルぐらい行った所に現地がございます。今回の案件ですが、7月にこの土地の周辺を同じ案件で取り上げております。7月の案件はお父さんが亡くなった時、今回の案件はお母さんが亡くなった時に相続した納税猶予地になります。今回の〇-〇につきましては、現在ブロッコリー、それからキャベツが定植されております。周りの方の草の管理もしっかりされておまして、何ら問題ないと思います。以上でございます。

(議長) ただいま、事務局と田中正治委員より説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか?・・・よろしいですか?

それでは、ないようですので、〇〇〇さんは引き続き農業経営を行っている旨、証明することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨、証明することに決定いたします。続きまして番号4について、事務局説明願います。

(事務局次長) はい。引き続き4ページをご覧ください。

**(第3号議案・番号4 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続いて、番号4を担当の笹本委員、説明願います。

(笹本委員) はい。それでは、番号4をご説明させていただきます。現地調査につきましては、先

ほどと同じように、事務局とは別に1人で現地調査に行きまして。案内図につきましては、お手元の資料の17ページになります。こちらは先ほどの案件の時に話したように、●●●のバス停のすぐ近くになります。ここの畑は、幅員のある道路には接道していませんで、歩いて入るぐらいの所でございます。納税猶予をかける時もお話して、栗あたりがいいんじゃないかという事をお話して、それで栗を植栽してあります。現況としまして、膝よりちょっと低いぐらいの草が少し生えているのですが、当の本人が夏場、少し体調を崩していたという事でお話を聞いております。現況の栗を拾ったりするのに、この草はそうひどく障害にはならないと思うのですが、そろそろ何本かは老木になっていると言うか、樹勢が落ちているような状態で、これからの営農につきましては、また話にのってあげようかなと思っています。今の現況としてはベストではございませんが、人の一生でございますので、波もあると思います。少しこれから話しましょうかなと思っています。現況としてはそんなにひどくはないので、何ら問題ないと思いますので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と笹本委員より説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか?・・・よろしいですか?

それでは、ないようですので、〇〇〇さんは引き続き農業経営を行っている旨、証明することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨、証明することに決定いたします。続きまして番号5、番号6ですが、こちらは関連案件の為、一括で審議いたします。それでは、事務局説明願います。

(事務局次長) はい。引き続き4ページをご覧ください。

(第3号議案・番号5 朗読)

(第3号議案・番号6 朗読)

以上でございます。

(議長) それでは、番号5、番号6を担当の橋本喜久司委員、説明願います。

(橋本喜久司委員) はい。先ほどと同じく、9月20日に事務局の金子さんと現地を見て来ました。地図は19ページをご覧ください。これは五日市街道沿いの●●●●の●側になります。この畑より●、●側が●●●になります。この〇〇〇〇さんと〇〇△△さんは兄弟で、分担して相続したんだと思います。現地はネギとかサツマイモが作付けされておりました。ただ、売っている訳ではないので、少し雑草が目立つような状態でしたが、畑の状態ではありました。以上です。

(議長) ただいま、事務局と橋本喜久司委員より説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか?・・・よろしいですか?

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さん、〇〇△△さんは、引き続き農業経営を行っている旨、証明することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨、証明することに決定いたし

ます。続きまして第4号議案、番号1について、事務局説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、5ページをご覧くださいと思います。第4号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。平成30年9月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第4号議案・番号1 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続いて、担当の田中正治委員、説明願います。

(田中正治委員) はい。それでは番号1について、ご説明いたします。先ほどと同じように、9月20日に現地調査に行きまして。地図は20ページをご覧ください。地図の中央辺りに、交差点がありますが、これは睦橋通りの●●交差点です。この交差点を●●方面に向かって、△△さんという家の脇の道を左に入って行った所でございます。現地につきましては、現在何も作っていませんが、かなりいい状態できれいに肥培管理されております。問題はないと思います。以上です。

(議長) ただいま、事務局と田中正治委員より説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようなので、番号1について〇〇〇〇〇さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして第5号議案、番号1について、事務局説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、6ページをご覧くださいと思います。第5号議案、生産緑地指定申請に伴う農業委員会の意見について。生産緑地法施行規則第1条の規定に基づき、市が生産緑地地区に関する都市計画の案を作成するに当たり農業委員会へ下記農地の照会があった。このことについては、生産緑地法第2条第1号に規定する農地と認められるので、その旨回答する。平成30年9月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第5号議案・番号1 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続いて担当の谷澤委員、説明願います。

(谷澤職務代理) はい。それではご説明いたします。この案件は先ほど1号議案であった所有権移転する所を、今度生産緑地に指定するという所でございます。現地調査は事務局と都合が合わず、18日に1人で行って参りました。地図は12ページをご覧ください。□□□番については、先ほど橋本喜久司委員から説明がありましたとおりでございます。こちらの畑の東隣が〇〇さんの畑になっておりますので、ここを一体として使うのであればいい畑になるのかなという状況でございます。ただ、□□□番は草が刈ってあったのですが、東隣の方は多少草の方が伸びておりましたので、そちらの方も含めて注意していかなければいけないのかな、というところでございます。以上です。



(議長) ただいま、事務局と谷澤委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(小川委員) 先ほど聞けばよかったのかも知れませんが、この道路が細いという事で、管理がしにくいというような感じで、生産緑地にして、本当に管理ができるのかどうか・・・今、道路幅の予定もないだろうし、どのような見解なのか教えて欲しいのですが。

(事務局) はい。12ページの地図を見ていただいて、この畑の東隣が〇〇さんの所有地になっていまして、その更に●側に道があると思うのですが、ここまではそれなりに軽自動車も入れる道になっておりますので、この東側の所有農地と一体に使っていただければ、逆に言うと機械も入ってしっかり管理できると思います。この下側の道は赤道で細いので・・・。

(谷澤職務代理) この●側から来ている道が急に狭くなっている、そこまでは車が行ける。

(小川委員) その所は〇〇さんの土地って事ですね？

(事務局) そうですね。この東側が〇〇さんの土地なので、一体として使っていただければ、機械とかも問題なく入っていけると思います。

(議長) あの、左側も一応通り抜けられるんです、軽トラックぐらいは。ただ●側の出口辺りに人家が2軒ほどありまして、その人が物を置いたりするので通れないという、そういう事実上の障害はありますけれども、幅としては軽トラが通れるぐらいはあります。地図ではちょっと見えないですが、一応軽トラが通れるぐらいの幅の道はあります。

(小川委員) 道路をよく管理すればいいという事かな？

(議長) そうですね。ただ、ほぼ誰も通りませんので、畑の都合上使ってしまった、というところがあるのかなと。

(橋本喜久司委員) これ、軽トラ通れない道だったと思うんですけど。

(議長) 通り抜けられるんですよ。通らない方が無難だと思いますが、一応通れるんです。

(事務局) 確かに、そこまで広くはないですね。

(小川委員) トラクターは入れる？

(議長) トラクターは入れますね。大きいのは入れませんが、20馬力ぐらいのでしたら。

(谷澤職務代理) 1枚として使うのであれば何ら問題はないという事で、ご理解いただければ。

(議長) それで、この□□□番の隣にある、〇〇さんの元来からの畑は、田んぼなんですよ。

(小川委員) 段差があるのですか？

(議長) 段差があります。畦がありますから。この地図の細かい刻みはみんな、田んぼの1枚1枚です。

(小川委員) 谷戸田という感じかな？

(議長) そうですね。上からずっと田んぼが繋がってるんですけど、その下の方が〇〇さんの所なんです。

(橋本喜久司委員) この□□□番と右側の畑とは、一体には使えないと思います。途中で沢が・・・

(小川委員) 田んぼに入れる？

(議長) あれは、細かい話なんですけど、あれは事実上の沢でして、本当の沢はこの田んぼの更に●に道がありますね？その道の脇に細い線があると思いますが、これが本来の沢なんです。家が建ってしまって、流れが変わっちゃったんです。本来はこの道沿いに沢がありました。この

□□□番と東側の田んぼの間には、沢は本来はないんです。事実上の流れがこっちに来ちゃったんです。

(小川委員) そうすると、青線は違う方に青線が入ってるという事ですね？

(議長) そうですね。

(小川委員) それで、今の現況の沢は青線じゃなくて、私有地と。

(議長) そうですね。事実上流れちゃってるという事です。沢が今、流れているかどうか、もう10年くらい経っちゃったから分からないですが、以前は流れていました。自然に。

(小川委員) 要するに上に障害物ができちゃったから、流れが変わったと。

(議長) はい。このすぐ上はもう家が建っちゃってるんですよ。・・・他に何かご質問はございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、番号1の生産緑地法第2条第1号に規定する農地である旨、回答することに異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、その旨回答することにいたします。続きまして番号2について、事務局説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、引き続き6ページをご覧ください。

**(第5号議案・番号2 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして担当の栗原剛委員、説明願います。

(栗原剛委員) はい。地図は21ページをご覧ください。9月20日に事務局と共に現地調査をして参りました。この○○○-○の前の道なんですけれども、この道を上に行きますと五日市街道の●●●●の信号の所にぶつかります。途中、右に入っていただければ●●●●●●●●です。逆に、この道を下の方向に行きますと、●●●とありますが、●●●や●●●●とか、そちらの方へ抜ける道になります。現地ですが、夏野菜の果菜類がまだ少し、ミニトマトとかナスとかピーマンとかが点々と残っておりまして、あと、一番手前の方にハクサイが定植してある畝が3本ほど作ってあります。残りの部分はきれいに耕耘されておりました。管理上は特段問題ないと思います。この○○さんは直売所の会員にもなられていて、ハチミツとかキウイとか出荷されているんですけども、この畑の奥の方に蜂の巣箱が置いてありまして、そちらで養蜂をしております。管理上特に問題ないと思います。よろしく願いいたします。あと面積が500㎡に満たない面積になっておりますけれども、一団という評価になっているそうです。よろしく願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と栗原剛委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(小川委員) あの、一団と言うのは、隣か飛び地か何か、別の所に農地があるのでしょうか？

(栗原剛委員) ○○さんのではないのですが、この道を挟んだ反対側もそうですし、この辺りに生産緑地はかなりあるので、私の畑もあるんですけども、それも全部含めてという事で認められているんだと思います。

(議長) 他にご質問は？

それでは、ないようですので、番号2について、生産緑地法第2条第1号に規定する農地である旨、回答することに異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、その旨回答することにいたします。続きまして番号3について、事務局説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、7ページから11ページまでになりますが、番号3をご説明させていただきます。こちらにつきましては、前回、8月総会でも出ささせていただきましたが、引田区画整理内の生産緑地の追加指定に伴うものでございます。今回が最後の追加指定の申請となっております。土地の所在及び地番、地目、地積、所有者住所、氏名につきましては省略させていただきます。こちらにつきましては、22ページの地図をご覧ください。今回は●●筆、合計●●, ●●●m<sup>2</sup>となっております。全体では合計で●●●筆、面積的には、●●, ●●●m<sup>2</sup>が8月、9月を合わせた最終の数字になります。また別表の方に、過去のものを含めた全体図をご用意させていただきました。青い字につきましては今回追加指定をした所で、斜め線の所は市街化区域に編入した時、一番初めに指定をした所になります。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(議長) はい。ただいま事務局より説明していただきましたが、何か質問はございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、生産緑地法第2条第1号に規定する農地である旨、回答することに異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、その旨回答することにいたします。それでは、報告事項に移ります。専決の報告について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。それでは、9月の総会専決処理を報告させていただきます。

**(専決報告 朗読)**

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、10月25日、木曜日、午後2時00分から、JA本店3階、会議室です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後2時32分